

京都市告示第 54 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年4月2日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
淀220号線	伏見区淀樋爪町108番地の7地先から 同町108番地の2地先まで	メートル 109.00	メートル 6.00 ~ 10.10

(建設局土木管理部道路明示課)